

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 証拠説明書 9

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成26年11月25日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

### (甲C号証 原子力発電所の構造・設備等に関するもの)

甲C号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
14	浜岡原子力発電所の地盤の安全性を検証する一申請書を基本にして	越路南行	平成26年3月11日	写し	93頁 ~100 頁	防波壁	防波壁の脆弱性	防波壁一般部については、液状化による側方流動および地滑りと砂丘消失の可能性を考慮しておらず、砂丘が液状化した場合の防波壁の健全性は担保されていないこと。 また、下駄状構造により、海水が流入する可能性が高いこと。 西側端部については、鋼管矢板を用いた構造であるところ、地震動や液状化、それに伴う側方流動発生に対しては脆弱であること。 西側端部の改良盛土部分についても、地震発生時には、液状化とそれによる地滑りが生じ、盛土及び砂丘が崩壊して、容易に海水が流入することとなること。		